

平成 25 年度 第四回 青森県建築審査会 議事録

日時：平成 26 年 3 月 5 日（水）14:00～

場所：県庁西棟 7 階 B 会議室

阿保 GM： ただいまより建築審査会を開催いたします。それではまず原田課長よりご挨拶を申し上げます。

原田課長： （挨拶）

阿保 GM： 議事に入る前に、公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、月館会長よろしくをお願いします。

月館会長： 青森県建築審査会は原則公開としていますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか？

各委員： 異議なし

月館会長： 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。

阿保 GM： それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、月館会長にお願いいたします。

月館会長： それでは、議事に入ります。議案第 1 号について事務局より説明をお願いします。

秋 元：（建築基準法第 48 条第 1 項ただし書きの規定に基づく許可について説明）

月館会長： 元々は市の防風林があった地域であり、現在の第一種低層住居専用地域になる以前から、申請者が所有する隣地の倉庫は建築されていたとの事ですが、今回の申請建築物の騒音測定について、測定位置や箇所数についてもう少し説明を再度してもらえますか。

事務局： （申請書により説明）

月舘会長： 第一種低層住居専用地域という地域性もあるので、付近住民から苦情等があった場合は、誠意を持って問題解決に対応するように、事務局から文書での通知までは必要ないものの、口頭で伝えると良いかと思いますが、いかがでしょうか。

各委員： 異議なし。

事務局： 了解いたしました。

月舘会長： 委員の皆様方から意見等がありますでしょうか。

猪原委員： 申請地の近所で仕事をする機会があったのですが、非常に風の強い地域になっています。公聴会でも意見があったように、既存建築物を含めて資材の飛散防止を徹底するように、口頭で伝えていただければと思います。

板垣委員： 現在は周辺に住宅は少ないですが、今後住宅が建ち始めた時にも同様に周辺住民に気をつけていただければと思います。

福原委員： 騒音測定ですが、測定した時間帯は何時くらいでしょうか。また、夜間の測定はしなかったのでしょうか。

事務局： 明確な時間帯はわかりませんが、申請書の写真によると日中の測定です。夜間の測定については、日中の測定結果で既に全ての規制値を超えていたので、測定を省略いたしました。

福原委員： 了解しました。

月舘会長： 委員の皆様の意見をまとめますと、ごみ等の飛散防止、騒音に対する付近住民に対する気遣い、周辺の宅地化が進んだ場合にも付近地域に対して誠意を持って対応する、以上の３点を許可の条件まではしないものの、事務局側から申請者へ伝えていただければと思います。

事務局： 了解いたしました。

月舘会長： それでは、議案第１号は 同意 ということでみなさまよろしいでしょうか。

各委員　：　異議なし。

月舘会長：　それでは、議案第 1 号は 同意 ということで、引き続き建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きの規定に基づく許可について、事務局より報告をお願いいたします。

秋　元　：　（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書きの規定による建築審査会の包括同意に基づく許可の運用状況について説明）

月舘会長：　これで本日の予定された案件はすべて終了いたしました。
以上で、議事を終了いたします。

阿保 GM：　これもちまして、本日の建築審査会を終了いたします。
本日はお忙しい中ありがとうございました。